

賃金等の変動に基づく工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき受注者が請負代金額の変更を請求する場合（以下「スライド請求」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 適用対象工事

インフレスライド条項の適用の対象となる工事は、基準日における残工期が原則として2月以上ある工事とする。

2 定義

(1) 請求日

インフレスライド条項により、受注者が請負代金額の変更の請求を書面により提出した日をいう。

(2) 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、請求日と同日とすることを基本として発注者と受注者とが協議して定める、請求日から起算して14日以内の日をいう。

(3) 残工期

基準日から工期の末日までの期間をいう。ただし、先行指示等により工期の延長が明らかな場合は、当該延長期間を考慮する。

(4) 出来形

工事の既済部分に係る設計数量をいう。

(5) スライド額

5により算出した契約変更の目的となる請負代金額の変更額をいう。

3 請求方法

(1) 受注者は、インフレスライド条項の規定に基づき請負代金額の変更を請求しようとするときは、書面（別紙様式1-1）に請負代金額が著しく不相当となったことを示す資料（別紙様式1-2ほか）を添付し、概算により工事主管課に提出することとする。工事主管課は、当該請求があったときは、スライド額協議開始日及び基準日を定め、原則として請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知するものとする（別紙様式2）。

(2) スライド請求は、発注者と受注者間で適用対象工事であることを確認の上、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされる（次の公共工事設計労務単価の改定の時期）までの間に行うものとする。

4 出来形の確認

- (1) スライド額の算定の基礎とするため、工事主管課は、請求日から起算して原則として14日以内に、基準日時点における出来形の確認を行うものとする。この場合において、受注者は、出来形の確認に必要な資料を提出するものとする。
- (2) 出来形の確認は、工事設計内訳書等に対応して行うものとする。
- (3) 出来形の基本的な扱い
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形として取り扱うものとする。
 - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について出来形として取り扱う場合は、発注者の積算によるものとする。
 - ウ 受注者は、各工事におけるア及びイの詳細について、工事主管課に確認することができる。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形に含めるものとする。

5 スライド額の算出

- (1) スライド額は、次の式により算出するものとする。
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$
この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 落札率 (α) に変動前残工事金額 (Z1) を乗じて得た額 ($P1 = \alpha \times Z1$)

P2 : 落札率 (α) に変動後残工事金額 (Z2) を乗じて得た額 ($P2 = \alpha \times Z2$)

α : 落札率 (当初契約金額 / 予定価格) (端数処理は市の積算基準による)

Z1 : 変動前残工事金額 (発注者の積算金額から基準日における出来形に相応する部分 (出来高) を控除した額)

Z2 : 変動後残工事金額 (変動後の賃金又は物価等を基礎とし、発注者の積算金額から基準日における出来形に相応する部分 (出来高) を控除して算出したZ1に相当する額)
- (2) Z1の算出に用いる発注者による工事の積算金額は、起工時における積算単価による。
- (3) Z2は、基準日の物価指数等 (積算に使用する単価の変動率) に基づき定めるととし、残工事に係る全ての単価を基準日時点の市の積算単価に入れ替えて算出するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除くこととする。
- (4) (2)又は(3)によることが著しく不適當であると認められる場合には、発注者と受注者の協議により定める金額、指数等をスライド額の算定に用いることができる。
- (5) 発注者は、スライド額を算定したときは、協議書 (別紙様式3) により受注者に

スライド額を提示するものとする。この場合において、当該提示を受けた受注者は、異議のないときは、スライド額協議開始日から起算して原則として14日以内に承諾書（別紙様式4）を提出するものとする。

なお、14日以内に協議が整わない場合は、発注者がスライド額を決定し、通知するものとする（別紙様式5）。

6 契約変更の時期

契約変更は、原則として、スライド額の決定後速やかに行うものとする。ただし、精算時点で行うこともできることとする。

なお、議会の議決が必要な案件については、当該議決をもって、契約変更が確定するものとする。

7 手続の流れ

手続の流れについては、「インフレスライドの手続フロー」を参照するものとする。

なお、労務単価等の改定に伴い、請負代金額を変更する必要があるときは、国及び東京都から発出される通知等に準じ、インフレスライド条項を準用して対応できることとする。

(参考) 工事請負契約約款第25条抜粋

6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。